

## 第4章 計画策定の考え方



## 第4章 計画策定の考え方

### 1 基本理念

高齢者数とともに、要介護等の認定者数は増加し、超高齢社会を迎えています。また、2025年（平成37年）には、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達するため、介護サービス等への需要の更なる増大が見込まれます。

本計画では、中長期的な視点の下に、在宅サービスと施設サービスをどのような方向性で充実させていくのか、地域の特性を踏まえて示していくことが求められています。

一方、高齢者は支援されるだけの存在ではありません。元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となり、より一層元気に活躍していただくことも重要なポイントです。高齢者が様々な形で地域社会に参加し、関わりを持っていくことができる地域環境の整備が必要です。

高齢者が持てる能力と経験を生かし、社会参加を通じて自己を実現し、生きる喜びや真に豊かさを実感できるまち、そして、住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して暮らせるまちを実現することが、この計画の目指すところです。

本市では、『小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画』において、「好きだから このまちでずっと 過ごすために —新たな福祉社会づくりをめざして—」を基本理念に掲げ、行政をはじめとして、保健・福祉・医療・介護の機関が密接に連携し、地域で支える地域ぐるみのまちづくりを推進してきました。本計画でも、引き続き推進を目指す思いは変わりませんし、むしろより強く時代の要請にこたえるべきものと考えています。

こうしたことから、これまでの基本理念や施策を発展的に受け継ぐ意図も含め、本計画においても改めて「好きだから このまちでずっと 過ごすために —地域で支えるまちづくりをめざして—」を基本理念としていくものとします。

**好きだから このまちでずっと 過ごすために  
— 地域で支えるまちづくりをめざして —**

また、重点的取組として、市の地域包括ケアシステムの構築に向けて推進する（詳細はエラー! ブックマークが定義されていません。ページ参照）、次の4つとします。

### 重点的取組

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

## 2 基本目標

### 基本目標 1 介護予防の推進

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）における一般介護予防事業を展開することによって、介護予防の取組の充実・強化を図ります。
- 他部署の計画とも連携し、高齢期以前からの生活習慣病予防や生活習慣病の重症化の予防の普及啓発を図ります。

### 基本目標 2 社会参加と生きがいの推進

- シルバー人材センターと連携しながら就労を促進するとともに、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かせる機会の充実を図ります。
- 生涯学習等や老人クラブの充実により、高齢者の趣味や交流・生きがいを促進します。

### 基本目標 3 暮らしを支えるサービスの推進

- 高齢者の暮らしを支えるために、支援を必要とする方への福祉サービスを実施します。
- 緊急時や災害時といったもしもの時に備えた安全・安心な暮らしを支えるための支援等を実施し、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。

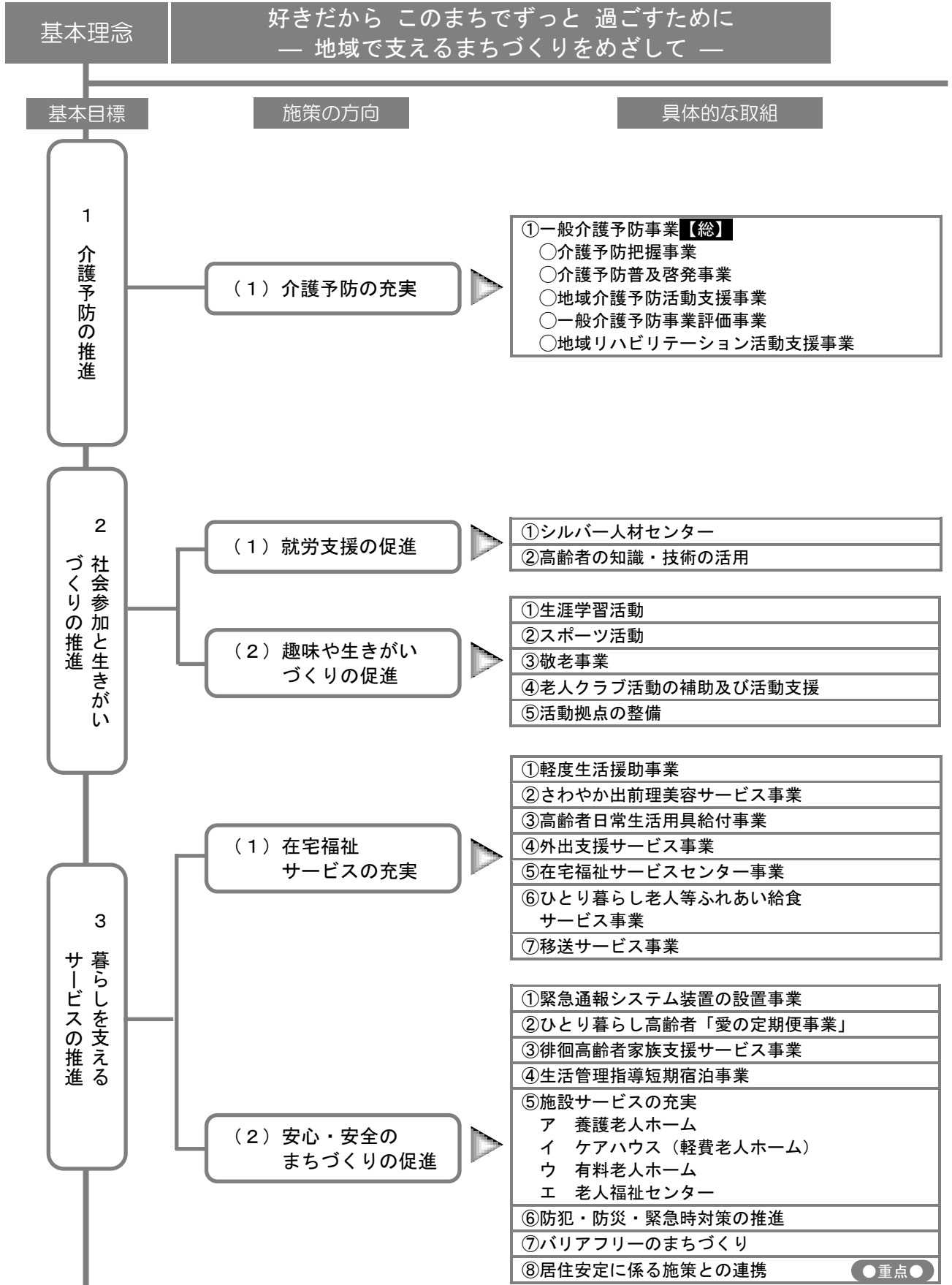
### 基本目標 4 支え合える地域づくりの推進

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）における介護予防・生活支援サービス事業へ適切に移行し、地域の社会資源との協働も含めて、高齢者の生活を支える取組の充実・強化を図ります。
- 地域包括ケア体制の中核を担う地域包括支援センターの機能を強化し、関係機関や専門職と情報や目的を共有しながら連携して、高齢者の在宅生活を支える取組の充実を図ります。

### 基本目標 5 適切な介護サービスの提供と質の向上

- 介護保険制度に関するきめ細かな情報提供や、関係機関等との連携により、高齢者やその家族等に対する情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 介護給付の適正化対策等に取り組み、介護保険事業の適正な管理執行と円滑実施を図ります。

# 3 計画の体系



【総】 = 介護予防・日常生活支援総合事業    【包】 = 包括的支援事業    【任】 = 任意事業

